

平成24年第1回定例会 文教常任委員会

平成24年3月6日

渡辺委員

公明党の渡辺でございます。私の方からは、当委員会で前回も、また今回の委員会でも他党派が取り上げておりましたけれども、まずはじめに、教員の不祥事について何点かお伺いをしたいと思います。今委員会でも、不祥事についての教育委員会の考え方については幾つか質疑があつて確認ができましたので、私の方からは、少し具体的なことについて何点か質問をしたいと思います。

いずれにしても、わいせつ等の不祥事、さらにはショッキングな覚醒剤の使用等、様々な不祥事が続いています。当委員会でも発言がありましたが、大多数の先生方ははじめに、本当に自分のプライベートな時間も割いて生徒のために努力していただいている方も大勢いらっしゃいます。そういう意味も含めて、こういう不祥事を根絶していかなければいけないという観点に立って、先ほど言ったように具体的な点について質問をしたいと思います。

一つ目に、これは職員の不祥事の問題には、教育委員会のみならず神奈川県全体で取り組んでいます。神奈川県では神奈川県職員等不祥事防止対策条例という条例までつくって不祥事対策に取り組んでいる中で、教育委員会もその組織体として取り組んでいるわけです。その条例の中にもありますし、県内全体で教職員並びに職員が活用している制度の中に、内部通報制度という制度があります。まずはじめに、この制度についてちょっとお伺いをしたいと思います。この内部通報制度で、ただいま一連に起きている不祥事等について、教育関係で結構ですが、事前に発覚したとか、通報制度で分かったとか、そういう事例があれば教えてほしいということと、あわせて、直近の年度で構いませんので、教育委員会としての内部通報制度の活用件数について御報告いただきたい。

行政課長

最近のもので言いますと、平成21年度に学校の事務長が、サービスの関係で不正を働いたというもので通報がございました。それについては内部通報制度というよりも、既に明らかにサービス違反がございましたので、調査というよりも人事の担当の方に情報を渡しまして、実際に調査、処分を行っております。内部通報制度につきましては、平成22年度のデータで申し訳ございませんが、県全体で申し上げますと内部通報15件を受理をしております。15件のうち9件は処理済みとなっております。平成23年度に引き継いだ処理中のものは6件という状況となっております。

渡辺委員

今の中で、私が県のホームページから資料をとったところ13件とのことでした。平成22年度分、過年度分で引き続き処理中のものはそのうち4件であるということでした。内部通報制度の制度自体のいろいろな問題があるのかもしれませんが、例えば県全体で21件で、教育委員会だけでしたら13件という話になっていますけれども、いずれにしても、この件数については教育委員会として

は多いと評価していますか、それとも少ないと評価していますでしょうか。数の多少ではないかとは思いますが、何かコメントがあればお願いします。

行政課長

内部通報につきましては、明らかな通報につきましては法令違反ですとか非行ということでございまして、条例にそのことについて内部通報するということになっておりますので、通報の数としては少ないとは言えないと思っております。この他に、相談ということでセクハラを受けたとか、通報に至らないような相談もございまして、そういったものも含めると、これぐらいの数になるのかなと思います。

渡辺委員

確かに条例の中で、内部通報制度、不正行為について通報するというくだりがあるので、数については今の御答弁のような内容になるんだと思います。この内部通報制度というのは、今ここで一連に起きている不祥事の予防というか、防止というか、問題が大きくならないうちに芽を摘むという意味で活用できるとお考えですか。所見があれば教えていただきたいと思っております。

行政課長

内部通報でございまして、通報する者が職員ということになろうかと思っております。そうしますと、例えば教員の不祥事を見ますと、生活上のものが大分多くなっておりますので、例えば学校の会話の中でそういう私的なところで疑いがあったという通報が仮にあるとすれば、抑止の効果があると思っております。ただ業務上では、先ほどの平成21年度の実績もございましたけれども、明らかに不適切なものというのが外から見て分かるのであれば、不祥事防止のためのツールにはなると考えます。あとは心理的な抑止力になると考えれば、風通しの良い職場づくりと私どもは申しておりますけれども、職場内のいろいろな情報の風通しがよくなっていくということであれば、不祥事防止の効果もあるのかなと思っております。

渡辺委員

確かに内部も外部も含めて、様々な予防体制が組めればそれが良いだろうけれども、外の声については、学校現場で教職員が聞いたり、また校長などの管理職が聞くということも現在もできないわけではないと思うんです。しかしながら、私がなぜこの質問をしているかというと、現場以外で起きた事件というものが多いたのですが、やっぱり端緒というか、何らかの兆候というのは、同じ机を並べていたり、同じ現場にいて会話をするチャンスも多いという同僚の教員にもやっぱり感ずるものがあったんだと思うんです。そういう意味では、神奈川県全体でやっている内部通報制度というものは、どちらかという内部の不正だとか、外からの働き掛けに対して、内部の方から不正を正していくべきじゃないかという立場から、しっかり内部で通報していくという意味合いだと思うんです。そこで教育委員会でも、今せつかくある制度なので、できれば内

部通報制度をもうちょっとうまく不祥事防止に活用したり、さらにそれを周知徹底するとかいったことをやっていくべきではないかと思うんですけれども、その辺についてはどうお考えでしょうか。

行政課長

周知徹底という意味では、イントラネットの内部通報制度の不祥事防止の項目の中で制度を紹介していますが、職員に改めてチラシを配るといったことはしてございませんので、機会を捉えて、そういう制度があるということをお知らせするという事は、やっていく必要があるのだろうと思います。

調査免許課長

懲戒処分を実施している立場としまして、実際、これは内部通報制度ではございませんけれども、私どもの方に事故の情報が入るチャンネルといいますか、流れをお話しさせていただきたいと思います。

例えば、女子生徒などとの不適切な行為につきましては、圧倒的に多いのが、やはり被害に遭った女子生徒本人及びその保護者等からの学校への通報であり、担任への相談を通して校長に情報が入るといった事例が多くございます。体罰に関しましては、これも被害生徒あるいは保護者の方からの連絡で、学校の方に情報が入るといったようなことで、不祥事が起きております場合には、やはり急を要するという面がございますので、内部通報制度といった制度的なものを通じてよりは、直接的に訴えるといった形態が多いのかなと思っております。

渡辺委員

私もその点は理解をしておるんです。今の調査免許課長の御答弁は、起きた後にどうなるかという話の体制だと思いますが、できれば起きる前に、起きる前兆があるときに未然に防止する体制を確立してほしいなという思いでありまして、そのためにつくられたのが内部通報制度なのではないかと思っております。私もどうこう言いませんけれども、知恵を絞っていただいて、気付きの機会を与えていただき、いろいろな問題が起きないように体制整備をお願いしたい。この内部通報制度では、結構しっかりした制度でありますので、なかなか通報ができにくい部分もあると思うんですけれども、そこは教育委員会なりに工夫をして、また周知もして、研修等もやっているわけですから、その中でも周知などは是非お願いしたいと要望をさせていただきたいと思っております。

次に、わいせつ事犯に関連して、スクール・セクハラ専用電話について何点かお聞きしたいんですが、今現在、どんな形でこのことを周知しているのか、またその周知について詳細な内容を教えていただきたい。

行政課長

スクール・セクハラにつきましては、人権教育の一環としてチラシを作成いたしまして、高校の全生徒に毎年度配っております。その際に、セクハラとはどういうことかなどを実際に指導していただいております。そのチラシの裏に、セクハラを受けた場合の相談窓口として、私どもの課の中に設置しております。

スクール・セクハラ専用相談窓口の電話番号を記載するとともに、総合教育センターですとか横浜地方法務局ですとか、かながわ女性センターの相談窓口についても同様に電話番号を記載して御案内をしてございます。先ほどちょっとお話がございましたけれども不祥事の予防の意味からも、生徒がセクハラについて気軽に相談できるような状態にするため、教師から生徒に対するセクハラがあった場合に、こういうところに連絡がいくという心理的な抑止力も勘案しまして、こんな形にさせていただいたということでございます。

渡辺委員

しっかりその取組をやっていただきたいと思いますが、今の御答弁の中で気になった点がありますので提言をさせていただきたいと思いますが、チラシの中に様々な相談窓口の電話番号が書いてあるということでしたけれども、メール等の対応はできないのでしょうか。

行政課長

電話番号のみで、メールについては特段の記載はございません。

渡辺委員

そこはできれば改善をしていただきたいなと思うんです。やっぱり心理的に、そういう相談は、直接肉声で話しにくい部分があったりすると思います。もっと言うと、自分の言いたいことが表現できない生徒もいるような気もするんです。そういう意味では、今どきの高校生ですから、メール等でしっかり対応できていれば、もうちょっと気軽な意味で相談できるだろうし、中にはいたずらめいたものも出てくるかもしれませんが、それを除いても、多くの情報を得てしっかり対応できると思います。そして、そのことによって早期の対策が打てるということにつながるかと思うんですけれども、メールについての対応については御検討の余地はないのでしょうか。

行政課長

大変貴重な御提言だと思います。実は、3年サイクルで生徒全員にセクハラアンケートをとっておりまして、それをするのが来年に当たるわけですが、その間はチラシという形でお知らせをしているという状況でございます。ですから来年度につきましては、セクハラアンケートの中に相談窓口の番号ですとか、相談先を記載させていただきまして、その中でメールについても検討させていただきたいと思います。

渡辺委員

是非お願いをしたいと思います。この意見は何回も質問が出ていますけれども、やっぱりいろいろなことを総合的にやっていかないとイケなくて、これだという解決策はないと思うんです。そういう面ではできることを全て少しずつでも前進をさせていく、こういう取組の一環として是非よろしくお願ひしたいと思います。

次に、不祥事防止に関する指導とか研究を様々に行っているという御答弁を、今までも頂いたわけです。例えば研修について、教育長からもいろいろな御説明を頂きました。そこでもう少し他県の不祥事の取組についても視点を向けながら、具体的な質問に入りたいと思います。こういう不祥事の問題は神奈川県だけではないと思いますし、他県でも同じような状況があると思います。そういう中で例えば他県では、受講者自身が、不祥事を起こした者の気持ちなどを考えるためのワークシートによる研修だとか、いろいろな工夫をしているわけです。あと、これはすごく重くなっちゃうかもしれませんが、島根県では、不祥事防止のための教育委員会独自の取組として、校内研修用の事例集というものをしっかり作って研修をやっています。例えば事例集はどういう目的で作るかという、いろいろな不祥事が後を絶たないということで検討委員会を立ち上げて、検討委員会がアンケート調査を行ったと。そうすると不祥事防止に一番有効なのは、やっぱり研修だという答えが出た。しかしながら、その研修も今までの研修だけではなくて、具体的な事例別に研修をやっていないと駄目なんだという声が多かったということでございます。それで島根県は、個々の具体的な事例に関する研修ができるように事例集を作って、それも校内研修ができるように、そのサポート教材としてこういうものを作ったとしています。この辺について、神奈川県も今回の問題を踏まえて、こういう事例集だとかテキストだとかマニュアルだとかを作成するような取組について、今後新たに取組んでいくおつもりがどの程度あるのか、御答弁を願いたいと思います。

行政課長

御指摘のとおり、やはり不祥事防止をするためには校内研修が大事でして、やはり現場で言い続けることが大切だと考えております。そういう意味では、例えば4月は公金の取扱いが多い時期ですとか、12月は飲酒運転が多いですとか、年8回ほどそういったテーマを設定いたしまして、職員啓発資料という形で、A4の表裏でございませけれども学校に資料を提供いたしまして、校内研修をやってもらうということをしてございます。この資料は、職員が自分で見て分かるようにしてありますけれども、渡辺委員の御指摘にありましたような、例えば研修のやり方ですとか、そういったことについての資料は私どもは作っておりませんので、そういった点は非常に参考になるなと思います。やはり、職員が自ら不祥事について考えるということは非常に大切なことですので、そういう研修の方法についても今後研究をいたしまして、できるだけ学校に提供していくことをしていきたいと考えています。

渡辺委員

あれもやれ、これもやれとなると大変になると思いますので、それは整理をしていただいて、是非有効なものに取り組んでいただきたいと思います。

最後に、要望にしますけれども、平成22年度の不祥事防止対策の実施状況という県がまとめた資料の中で教育委員会の欄を見ると、平成22年度だけで教育委員会は研修を1,427回もやって、さらに参加者が7万100人もいるということ

です。そういう意味では、研修はちゃんとやっているわけです。そうなってくると、しっかりもう一回精査をしながら、新たなことが起きてこういう問題が続いているから、新たな研修をしなければいけない、そういう話になると、どんどん研修ばかり増えてしまうと思うので、その辺はしっかり精査していただいて、有効な取組になるようなこと、これは語弊があるかもしれないけれども、無駄なことをやっていないか検討するという視点も入れて、そういったものがあれば削りながら、有効な取組を足していくというようなことにしていかないといかんと思うので、その辺をしっかりと取り組んで、不祥事防止に取り組んでいただきたいと思います。

次に、もう一個だけ簡潔に終わりたいと思いますが、防災対策について何点か聞きたいと思います。特に防災対策の中でも、学校施設の防災対策、これは避難所としても非常に重要な施設として昨今注目もされています。今回の震災後でも、学校は避難所としての機能強化が求められています。これについて何点か質問をしたいと思うんですが、まず1点目は、これは端的に答えていただいて結構なんですが、今回3・11からもう1年がたとうとしていまして、1年を迎えた様々な行事等も準備をされています。私も、改めて津波のああいふ映像を見ると、私は藤沢なので特に津波被害が想定されるわけですがけれども、今、津波避難ビルを設置したり、また学校やビルの高いところに逃げるための整備をするとかいう話になっていきますけれども、本当に高さだけが担保できる施設へ逃げて、本当に強力な津波がきたときに建物自体の強度は大丈夫なのかなという不安があるわけです。そこでまずはじめに、津波対策建物の強度基準について御答弁を願いたいと思います。

まなびや計画推進課長

建物本体につきましては、津波に対して安全な設計方法に関しまして、国土交通省から技術的な指針というものが出ております。この指針は強度の基準ということではなくて、津波の力などを加味した構造設計の考え方を示したものでございまして、通常、非常に複雑な計算を要するものですが、あらかじめ一定の条件で計算を行った早見表というものが出ております。その早見表を使うことで、津波に対する安全性を、比較的簡単に確認することができるということでございます。

渡辺委員

早見表があつて簡単に分かるということですが、もうちょっと具体的な答弁として、今教育委員会が認識している高さの問題は、当然津波予想によって屋上が使えるか使えないかという問題はあるにしても、学校施設というのは、津波等の横からの力に対しては、強度的には大丈夫と考えてよろしいんですか。

まなびや計画推進課長

基本的には学校施設は、大体横幅は標準的なところで10メートル以上でございまして。今回の設計の指針では、横幅というのは非常に大きな問題がございまして、耐震性能等でクリアしていればほぼ建物と同じ高さあるいは若干低いぐ

らの波はクリアできるということでございます。ちなみに今回、海洋館高校と三浦臨海高校につきまして、津波避難対策ということで講じておりました、5メートル程度の浸水が予想されますが、十分に耐えられるということでございます。

渡辺委員

まずそこが一番大事だと思うんです。その辺が担保できないと、幾らいろいろな対策を打っても駄目だし、避難をさせたはいいけれども、避難した建物が壊れてしまっただけでは責任問題にもなりかねないので、今確認をさせていただきました。

次に、当委員会でも質問が出ていました、今回の予算の中にありました高校の手すりの整備という話ですけれども、これに関連して、同じように津波浸水が想定される場所の避難施設として、小中学校もたくさんあるわけです。この前、この委員会でも御答弁があって、まだ正確に把握できていない市町村もあるという答弁がありました。高校については、とりあえずは2学校に整備をしていくということでございますけれども、小中学校に対する整備は、今後どのように整備をしていくのか教えていただきたいのと、市町村がやるとなると財政的な負担という問題があると思いますが、何らの制度設計がされているのか、併せて御答弁をいただきたい。

教育財務課長

まず第1点目、小中学校の整備をどのように進めていくのかという御質問でございますが、まずは、設置者でございます各市町村が計画を立てて整備していくということで、まずは市町村がやっていきます。

もう1点の財政負担についてですが、国からの補助制度について御説明させていただきます。例えば1,000万円の手すり工事の場合で申し上げますと、文部科学省の学校施設環境改善交付金の対象でございますので工事費の3分の1が補助されます。これに加えまして、地方債や交付税措置がございます。地方債につきましては、従来は3分の1の国庫補助を除いた90%、1,000万円の工事ですと、約600万円を地方債の財源とすることができました。今回の3次補正では3分の1を除いた全額、具体的に申し上げますと667万円に地方債を充てることが可能となっております。

さらに、地方債の元利償還金につきましては交付税措置が講じられることができて、従来償還金の3分の2、66.7%が交付税措置される額であったものが、3次補正で80%となっておりますので、1,000万円の工事ですと実質的な地方の負担は、従来ですと260万円であったものが、3次補正では130万円となっております。

渡辺委員

そういう意味では、通常のこういう事業に対する国の補正というのは大体3分の1の補助金ということですからけれども、学校の耐震化もそうでしたが、今回の防災対策としての強化については厚い補助が出ると、そして当然、直接補助

だけではなくて、地方債を発行して償還するということなので、そこでは一時的な負担はあるけれども、最終的な負担はないという制度になっているということです。しかしながら、例えば、一番新しい文部科学省の書類が手元にあるんですが、3次補正で今言った制度の中で、国は1,627億円を計上しているんですけども、現在、執行予定がそのうちの1,066億円で全体の7割強、残り561億円が余っているということなんです。

さらには、平成24年度予算でも1,246億円の整備関係の予算を文部科学省が組んでいるということです。これは、市町村の取組が遅れているんじゃないかと想像するんですけども、その辺どういう認識なのか、さらには市町村の取組について、県として今後どうやって指導だとか助言をしていくのか御答弁を頂きたいと思います。

教育財務課長

今回、国の関係で申しますと、震災の関係でそちらの方面に予算が傾斜している、3次補正が成立した11月20日前後でございますが、その時点で市町村に対して、そういう要望があるかという話が国からございまして、その時点ですと各市町村としては既に対策をやっていたというような状況がございまして、委員お話しのように、数字としては若干少ないのかなという受け止め方がされるのではないかと考えております。私どもとしては、設置者である市町村が整備するものではございますが、各市町村の小中学校の防災対策事業が推進されることは、県としても大変重要と考えてございます。県教育委員会といたしまして、市町村教育委員会の施設所管課が集まる会議の場など、様々な機会を捉えまして、国からの補助制度の内容などをしっかり伝えるとともに、市町村のニーズや思いをしっかりと国に伝えまして、防災事業を推進するよう努めてまいりたいと考えています。

渡辺委員

最後に要望をさせていただいて私の質問を終わりますが、今御答弁があったように、3次補正が出てきたタイミングが非常に悪い。さらには、その前に、余り良い制度でないときに整備をしていた市町村もあったという御答弁がありました。しかしながら、実際の話を見せていただくと、先ほどからしつこく言ってますけれども、特に私は藤沢なので、藤沢、鎌倉、茅ヶ崎など、津波が予想されるころの市町村の、特に小中学校では、手すりの整備だとか避難路の整備が、そうはいつでも遅々として進んでいない。もっと言うと、どこまで整備するのかすらまだ明確に検討できていない市町村がたくさんあります。それで県としても、市町村と一体的な防災対策として、今課長が答弁されたようなことを各市町村にしっかりと周知、徹底していただきたいと思います。それからもっと言うと、地域防災計画は市町村でつくり、全体的な防災計画は県がつくる、そういったことによって防災なりで、優先する事項があれば優先して進んでいくと思うので、それをしっかりお願いをしたいと思います。実際、私は藤沢ですけども、藤沢ほどの学校が浸水するか、小中学校は浸水するかどうかなら明確になっていないし、どの学校にどの程度何をすればいいかという計画

すらまだできていない。こういう自治体もありますので、是非その辺の周知徹底並びに働き掛けをお願いをさせていただいて、私の質問を終わります。